

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
横芝光町	上堺地区(新青、関場、西、三軒家、東、入間、屋形荒場、三本松、立会、南川岸、南、宮前、道貫、新島新田、本郷、新島荒場、三島)	令和4年2月24日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	463.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	241.1 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	124.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	24.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	66.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	53.4 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75才以上で後継者の定まっていない耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

上堺地区の水田利用は、各地域のライスセンターを中心とした法人化の検討を進め、法人化した集落営農組織が後継者のいない農家の受け皿となるとともに、中心経営体である認定農業者を中心に担い手の育成・確保による農地の集積・集約を図る。
上堺地区の畑地利用については、中心経営体である認定農業者と基本構想水準到達者を中心に担っていくとともに、認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

(参考) 中心経営体

	農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営面積	ha	経営面積	ha	
計	16人	経営面積	84.2 ha	経営面積	137.6 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、244筆、342,881㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

新規作物等の導入方針

単一の農業経営ではなく、水稻、ソラマメ、とうもろこし、ネギ、トマトなどの複数部門による農業経営を行い、地域農業を維持させていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

基盤整備への取組方針

更なる農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等基盤整備の取組を進めていく。

災害対策への取組方針

水害等の被害防止のため、水路などの排水設備の整備などに取り組む。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	横芝光町新島	110,928		
2	横芝光町屋形	114,032		
3	横芝光町北清水	117,921		
	計	342,881		